

茨城県内水面における知事許可漁業の許可の基準（案）

（趣旨）

第 1 条

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 5 項及び茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号。以下「規則」という。）第 11 条第 5 項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

（許可の基準）

第 2 条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が、法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項の規定により公示した許可等をすべき漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

（1）次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

（2）1 年に 30 日以上茨城県内水面において、当該漁業の許可以外の許可受有者又は規則第 30 条第 1 項に基づく許可受有者並びに漁業権行使者として操業の実績を有する者が申請した場合

（3）茨城県内水面において、当該漁業の許可以外の許可受有者又は規則第 30 条第 1 項に基づく許可受有者並びに漁業権行使者として操業の実績を有する者が申請した場合

（4）第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。